

第 62 回大会を終えて

教育史学会第62回大会は、9月29、30日の両日に渡って一橋大学国立西キャンパス本館で開催されました。

記録的な暴風雨をともなった台風24号の接近の中で、30日には新幹線が止まり、夜にはJRが計画的に首都圏全線で運転を見合わせるという歴史的な一日となったこと、大会当日が教育方法学会、教師教育学会、さらに一橋大学のなかでも日本国際教育学会が同日開催という、いわば「二重苦」の中での開催となりました。にもかかわらず、参加者総数は282名（うち、一般会員202名、臨時会員26名、学生会員31名、臨時学生会員23名）であり、懇親会に10名を超えるキャンセルはあったものの、全体として赤字をだすことなく開催できました（最終的には93名参加）。参加者数、財政ともに不安を抱える大会でしたので関係者一同安堵しました。多くの皆様に参会していただいたこと、心より御礼申し上げます。

研究発表は63件で、14分科会（日本11、東洋1、西洋2）を2日目の午後までに割り振り設置しました。また、分科会の日程終了後3本のコロキウム報告が予定されていましたが、台風の影響が必至であることが29日の午前中には判明したため、代表理事の了解のもとで中止を決定しすみやかにHPでその旨をお知らせしました。報告に向けて準備を重ねられてこられた会員や報告を期待されていた会員にとってはたいへん残念な決定ではありましたが、やむを得ない措置として対応しました。同様の理由で、司会者の欠席が2件ありました。また、研究発表については2件の発表辞退があり、合計で61本となりました。分科会の構成については、教室の施設、時間帯を含むさまざまな制約から組み合わせが難しく、ご不満に思われた方もおられるかも知れませんが、ご寛恕のほどお願いします。

シンポジウムは「教育史とはどのような学問か」というテーマで学会の60周年記念誌の検討をおこないました。この書物を、クロノジカルな記念物としてではなく、教育史研究の意味や課題を考えるためのテキストとして捉えて検討の対象としました。こうしたシンポジウムのテーマの設定は、人文社会科学 — 教育学研究 — 教育史研究のそれぞれの次元、さらにその関係も含めて、その存在が問われている状況があり、自己点検が必要だと考えられていることを踏まえています。実際のテキストに現れる教育史研究の成果とその評価の仕方を対象に据えて、それを制作者と批評者という立場から検討しようと

したものです。簡単に言い直すと「教育史研究の書評と、書評の書評」とでもいうべき内容で構成しました。例年とは異なり、コメンテーターが中心の報告となりました。提案者は、作り手の側から制作の意図、内容を中心に課題も含めて示し、コメンテーターは、比較教育社会史の視点、教育の社会史の視点、教職教養との関連の視点から批評するというかたちでお願いしました。若い世代と年長の世代の対話という意味も込めました。事前に準備会をおこない論点をある程度整理しておりましたが、時間的にも内容的にもすべての問題を取り上げるわけにはいかず、どのような論点を深めるかは当日のフロアの意向を踏まえながら考えることとしておりました。当日は、教育史叙述における全体像、教育史研究と教職教養の位置づけなどに焦点が当てられました。

大会中は、図書館の計らいで展示室を開室しました。商法講習所以降の東京商業学校、東京商科大学などの蔵書、メンガー、ギールケ、ベルンシュタイン・スヴァーリンや左右田喜一郎などの内外の経済哲学、経済学の文庫や社会思想などの貴重書コレクションを始めとする古典資料を紹介する展示を観覧いただきました。国立市は現一橋大学を中心にできた計画的な大学街であり、キャンパスに昭和初期のロマネスク調の商科大学本科や兼松講堂などの建築、東キャンパスの専門部の建物や大学に関わる銅像がみられ、教育史研究の資料という点でも興味深い特徴を有することなど、総会や懇親会の席でご紹介させていただきました。

大会準備委員会は、一橋大学大学院社会学研究科の人間・社会形成研究講座のなかの教育社会学エリアが担いました。ここでの委員は、ソシオロジーとしての教育社会学もその一つとして含みながら、教育史、教育思想、教育政策、比較教育、生涯教育などで成り立つ「教育と社会の学」を担う者で構成されています。このところ、つづけさまに教育関係のさまざまな学会を引き受けることになっていましたが、卒業生の力も含めて全体で対応してきました。今大会では大西公恵事務局長の働きが大きかったことを記しておきたいと思います。ともあれ、私たちにとって一つ一つの区切りとなる大会でした。ご参集いただきました皆様とともに関係者に感謝申し上げます。

第62回大会準備委員会 委員長
木村 元（一橋大学）

2018年9月29日（土）午後1時10分より、一橋大学本館2階211番教室において、教育史学会第62回大会総会が開催された。まず、米田俊彦代表理事より開会の挨拶があり、ついで、第62回大会開催校から木村元大会準備委員長、安川一社会学研究科長より挨拶があった。

議長団として、木村元会員、松尾由希子会員が選出された。審議事項は全案件が原案通り承認された。総会出席者数は113名。

【報告事項】

1. 第61回大会年度事務局会務報告

湯川事務局長より、以下の会務報告がなされた。

(1) 第61回大会年度中の会員異動

(2017. 9. 1～2018. 8. 31)

年度当初会員数823名 入会者16名 退会者46名
年度末会員数793名

(2) 第61回大会の開催

2017年10月7日・8日に岡山大学にて開催した。
参加者数248名。

(3) 『会報』の発行

『会報』第122号（2017年11月25日）、第123号（2018年5月25日）を発行した。

(4) 会員名簿の発行

2017年11月に会員名簿を発行した（900部）。

(5) 機関誌第60集の J-STAGE への掲載

機関誌第60集を2018年4月1日に J-STAGE へ掲載した。

(6) 『教育史研究の最前線Ⅱ—創立60周年記念誌—』の出版について

教育史学会編『教育史研究の最前線Ⅱ—創立60周年記念誌—』（六花出版、2018年5月3日、2,500円＋税）を850部出版し、60回大会年度会費納入者および新入会員に配布し、関係機関に寄贈した。

(7) 機関誌編集委員選挙の実施

機関誌編集委員選挙を2018年6月28日公示、7月18日投票締切として実施し、7月22日に開票を行った。結果については「報告事項2」にゆずる。

(8) トランクルームの移転

トランクルームの営業終了に伴い、2018年4月末に新宿区市ヶ谷のトランクルーム（加瀬倉庫）に移転した。

(9) 『日本の教育史学』第61集の刊行

第61集を2018年10月1日付で発行した。発行部数は1,070部。

(10) 理事会の開催

第1回 2018年3月26日 お茶の水女子大学
報告事項 会務報告／第61回大会決算報告／第62回大会の準備状況について／『日本の教育史学』第61集編集経過について／『日本の教育史学』第61集書評・図書紹介の編集経過／国際交流委員会の活動報告／60周年記念出版編集委員会報告／教育関連学会連絡協議会総会報告

審議事項 書評委員の選出について／若手会員海外学会派遣プログラム募集要項について／海外特別会員の委嘱について／会則の改正について／役員選挙規程の改正について／『日本の教育史学』掲載論文の審査方法の再検討について／60周年記念出版のタイトルおよび定価について／第63回大会開催校および第64回以降の大会の開催校について／入退会者の承認について／次回理事会について

第2回 2018年9月28日 一橋大学

報告事項 第62回大会の準備状況について／第61回大会年度事務局会務報告／編集委員選挙結果について／『日本の教育史学』第61集編集委員会報告／第8回研究奨励賞の選考結果について／『日本の教育史学』第61集・第62集書評・図書紹介の編集経過／国際交流委員会の活動報告／第1回教育史学会若手会員海外学会派遣プログラムの実施について／教育関連学会連絡協議会報告

審議事項 第61回大会年度決算および監査報告について／第62回大会年度事業計画と予算（案）について／教育史学会若手会員海外学会派遣プログラム規程の付則の改正について／海外特別会員の委嘱について／大会における研究発表およびコロキウム企画に関するガイドラインの作成について／『日本の教育史学』掲載論文の審査方法の変更について／2019年 WERA 大会への参加について／第63回大会開催校について／入会・退会者の承認について／第1回理事会の開催について

2. 編集委員選挙結果について

齋藤選挙管理委員より、機関誌編集委員選挙を2017年6月28日公示、7月18日投票締切として実施し、7月22日に開票を行った旨の報告があった。投票者数は22名（投票率84.6%）。

以下の会員が第62集・第63集の編集を担当する委

員として選出された。

■第62・63集機関誌編集委員

大島 宏	(日)	東海大学
川村 肇	(日)	獨協大学
木村 政伸	(日)	九州大学
船寄 俊雄	(日)	神戸大学
前田 一男	(日)	立教大学
一見真理子	(東)	国立教育政策研究所
佐藤 由美	(東)	埼玉工業大学
小玉 亮子	(西)	お茶の水女子大学
野々村淑子	(西)	九州大学
北村 嘉恵	(一)	北海道大学

3. 『日本の教育史学』第61集の刊行について

小野編集委員長より、『日本の教育史学』第61集が2018年10月1日付で発行されたことが報告された。論文掲載本数は4本(内訳は日本2本、西洋2本)。このほか、第61回大会記録、海外研究情報、書評・図書紹介を掲載した。

4. 第1回教育史学会若手会員海外学会派遣プログラムの実施について

荒井国際交流委員長より、2018年6月に「教育史学会若手会員海外学会派遣プログラム」の募集を行い、選考の上、国際教育史学会(於ベルリン)大会に1名の会員を派遣したことが報告された。

5. 大会における研究発表およびコロキウム企画に関するガイドラインの作成について

米田代表理事より、これまで慣例として行ってきた個人発表や共同研究での発表件数、時間、コロキウムの企画、発表資格者等を「大会における研究発表およびコロキウム企画に関するガイドライン」として明文化したことが報告された。

6. 『日本の教育史学』掲載論文の審査方法の変更について

米田代表理事より、『日本の教育史学』掲載論文の審査方法を第62集より変更することが報告され、「投稿要領」「論文審査手続」の変更点について、新旧対照表をもとに説明があった。なお、「投稿要領」では投稿締切を11月15日としているが、第62集については、11月20日に延ばす措置をとる。

7. 2019年 WERA 大会でのシンポジウムの開催について

米田代表理事より、2019年に日本で開催される WERA(世界教育学会)に学会としてシンポジウムを開催する予定であり、会員に企画を募り、学会のシ

ンポジウムとして相応しいものがあれば、採用したい旨の説明があった。なお、シンポジウムの報告は英語で行い、通訳料として10万円を学会が負担する。

【審議事項】

1. 第61回大会年度決算について

湯川事務局長より、第61回大会年度決算報告および貸借対照表に基づき、説明があった。

2. 第61回大会年度監査結果について

山田恵吾監査より、2018年9月17日に上智大学の事務局にて会計監査を実施し、収支決算および資産管理が適切になされていることを確認した旨の報告があった。

第61回大会年度決算および監査結果について、一括審議の結果、異議なく承認された。

3. 第62回大会年度予算について

湯川事務局長より、第62回大会年度の予算案について、資料に基づき説明があった。なお、第62回大会年度は、会員数の減少に伴う会費収入の減額、『日本の教育史学』掲載論文の審査方法の変更に伴う編集費の増額および理事選挙費用の計上により、収支差額が228万円の赤字、次年度繰越金が220万円程度となる見込みである。

審議の結果、第61回大会年度予算は異議なく承認された。

4. 会則の改正について

米田代表理事より、第4条第3項の会費の改正(年額7,000円)に伴う会則の改正およびその他の事項の現状に即した書き方や表記の変更について、資料に基づき説明があった。なお、この改正は第62回大会年度より施行するが、第4条第3項については、第63回大会年度から施行する。

審議の結果、異議なく承認された。

5. 役員選挙規程の改正について

米田代表理事より、第4条第2項(4)の理事選出の手続きにおける同票者の取り扱いの変更およびその他の事項の現状に即した書き方や表記の変更について、資料に基づき説明があった。

審議の結果、異議なく承認された。

6. 機関誌編集委員会規程の一部改正について

米田代表理事より、『日本の教育史学』掲載論文の審査方法の変更に伴い、各投稿論文に専門の近い特別委員を委嘱することになるため、機関誌編集委員会規程第9条に以下の改正を行うことが提案された。

(現行)「第9条 委員会は、必要に応じて、特別

委員若干名を委嘱することができる。」

(改正)「第9条 委員会は、必要に応じて、特別委員を委嘱することができる。」
審議の結果、異議なく承認された。

する。」

(改正)「この規程は、第61回大会年度より施行する。」
審議の結果、異議なく承認された。

7. 教育史学会若手会員海外学会派遣プログラム規程の付則の改正について

米田代表理事より、教育史学会若手会員海外学会派遣プログラムを第61回大会年度より実施したことについての説明があり、同規程の付則を以下の通りに改正することが提案された。

(現行)「この規程は、第62回大会年度に派遣する第61回大会年度中の派遣会員募集より施行

8. 第63回大会について

米田代表理事より、第63回大会を静岡大学において開催したい旨の提案がなされ、異議なく承認された。

以上をもって議事はすべて終了し、審議事項8を受けて、次期大会開催校である静岡大学・菅野文彦会員より挨拶があり、2019年9月28日・29日に開催の予定であることが伝えられた。

大会における研究発表およびコロキウム企画に関するガイドライン

1. 同一の大会における同一の会員による研究発表は、1件とする。ただし、個人での発表に加えて共同研究での発表に参加することは、1件に限り可とする。
2. 発表時間は1人あたり30分（研究発表25分、質疑応答5分）とする。複数の会員による研究発表は、申し出により、60分（研究発表50分、質疑応答10分）とすることができる。
3. コロキウムの企画者は、会員に限る。
4. コロキウムにおける発表者（報告者、指定討論者等）に非会員を含めることは可とする。ただし、当該非会員は、大会の参加にあたって臨時会員となるものとする。
5. コロキウムにおける発表者は、複数人とする。
6. 発表資格者は、大会が開催される年の5月末までにその年度の会費を納入している者とする。会費未納の会員は、研究発表およびコロキウムの企画を申し込むことができない。
7. 発表は未発表の研究に限る。ただし、未刊行でウェブでも未公開の学位論文中の未発表部分は、未発表の研究とみなす。

第 61 回大会年度決算報告

収支計算書 (2017. 9. 1～2018. 8. 31)

収入

単位：円

費目		予算	執行	差額	備考
会費	61回年度個人会費	3,485,000	3,639,000	-154,000	5,000*726人 3,000*3人 納入率86.9%
	過年度個人会費	450,000	498,000	-48,000	58回年度*1人 59回年度*14人 60回年度*85人
	小計	3,935,000	4,137,000	-202,000	
機関誌等 販売収入	機関誌販売収入	264,600	272,538	-7,938	@2,646*103冊
	50周年記念誌販売収入	3,750	8,750	-5,000	@250*35冊
	小計	268,350	281,288	-12,938	
雑収入	受取利息	50	172,662	-172,612	定額貯金解約に伴う受取利息・普通預金利息
	その他雑収入	0	430,221	-430,221	ブックレット印税
	小計	50	602,883	-602,833	
当年度収入合計 A	4,203,400	5,021,171	-817,771		
前年度繰越金 B	6,206,446	6,206,446	0		
収入総計 C=A+B	10,409,846	11,227,617	-817,771		

支出

単位：円

費目		予算	執行	差額	備考
大会費	大会運営費	1,150,000	829,573	320,427	第61回大会 (岡山大学)
編集費	機関誌刊行費	691,200	691,200	0	第60集印刷費 (1,080部) 640,000+消費税
	電子ジャーナル公開関連費	100,000	96,768	3,232	第60集J-STAGE掲載費
	編集複写費	15,000	7,660	7,340	
	編集交通費	400,000	466,648	-66,648	
	編集会合費	40,000	38,694	1,306	
	編集通信費	40,000	32,838	7,162	
	編集消耗品費	18,000	25,745	-7,745	
	編集謝金	80,000	32,000	48,000	英文校閲 @8,000
	編集人件費	200,000	200,000	0	編集幹事謝金
	編集雑費	5,000	0	5,000	
	書評等原稿謝金	15,000	5,000	10,000	非会員謝礼 @5,000
	書評用図書購入費	70,000	70,000	0	書評委員 @10,000
	振込手数料	2,000	2,160	-160	
小計	1,676,200	1,668,713	7,487		
事務局経費	人件費	895,000	937,500	-42,500	嘱託70,000*12ヶ月、交通費、アルバイト費用
	旅費交通費	500,000	301,816	198,184	理事会交通費 他
	会合費	10,000	17,251	-7,251	会議茶菓代
	奨励賞関係費	50,000	50,000	0	奨励賞副賞50,000*1
	通信運搬費	480,000	480,800	-800	会報・機関誌発送費
	消耗品費	70,000	39,566	30,434	事務用品、PCソフト、プリンタインク 等
	印刷製本費	260,000	244,232	15,768	会報印刷費 等
	手数料	60,000	56,720	3,280	振込手数料学会負担分 他
	HP管理運営費	40,000	39,804	196	レンタルサーバー代
	資料保管費	120,000	149,407	-29,407	トランクルーム代 他
	名簿発行費	230,000	232,200	-2,200	名簿印刷費212,970+消費税
	備品費	120,000	106,469	13,531	PC購入費
	小計	2,835,000	2,655,765	179,235	
国際化促進関係費	旅費交通費	200,000	118,170	81,830	国際交流委員会旅費
	謝金	50,000	39,000	11,000	翻訳料、国際シンポジウム報告別刷 等
	国際学会関連費	20,000	17,024	2,976	国際教育史学会年会費 (100ユーロ) 他
	印刷費	5,000	0	5,000	
	通信運搬費	15,000	7,690	7,310	海外主要ナショナルライブラリーへの機関誌送付費
	会合費	5,000	0	5,000	
	消耗品費	5,000	0	5,000	
小計	300,000	181,884	118,116		
60周年記念事業費	編集・刊行費	1,500,000	1,329,660	170,340	
雑支出	雑支出	20,000	12,073	7,927	弔電、教育関連学会連絡協議会年会費
予備費	予備費	100,000	70,000	30,000	若手会員海外学会派遣費1名
当年度支出合計 D		7,581,200	6,747,668	833,532	
当年度収支差額 A-D		-3,377,800	-1,726,497	-1,651,303	
次年度繰越金 E=C-D		2,828,646	4,479,949	-1,651,303	
支出総計 D+E		10,409,846	11,227,617	-817,771	

貸借対照表 (2018. 8. 31現在)

資産

単位：円

費目		金額	備考
現金	現金	18,789	
預金	郵便振替口座	992,802	
	ゆうちょ銀行	180,241	
	ゆうちょ銀行定額貯金	5,000,000	
	みずほ銀行	2,177,317	
	小計	8,350,360	
前払・仮払	大会仮払金	1,150,000	第62回大会 (一橋大学)
		10,800	トランクルーム9月分
	小計	1,160,800	
立替・未収金		0	
資産総計 F		9,529,949	

負債・積立金および繰越金

単位：円

費目		金額	備考
前受金	62回年度会費	50,000	5000*10人
	小計	50,000	
積立金	将来計画積立金	5,000,000	ゆうちょ銀行定額貯金
負債・積立金合計 G		5,050,000	
第62回大会年度への繰越金 H = F - G		4,479,949	
負債・積立金・繰越金総計 G + H		9,529,949	

会計監査報告

第61回大会年度会計につき監査を実施し、収支決算および資産管理が適切になされていることを確認しました。

2018年9月17日

監査 大島 宏 ㊟

監査 山田 恵吾 ㊟

第 62 回大会 年度予算

収入

単位：円

費目	予算	61回決算	備考	
会費	62回年度個人会費 過年度個人会費 小計	3,400,000 450,000 3,850,000	3,639,000 498,000 4,137,000	5000*800名*85%
機関誌等 販売収入	機関誌販売収入 50周年記念誌販売収入 小計	264,600 3,750 268,350	272,538 8,750 281,288	3,780円*0.7*100冊 250*15冊
雑収入	受取利息 その他雑収入 小計	50 0 50	172,662 430,221 602,883	
当年度収入合計 A		4,118,400	5,021,171	
前年度繰越金 B		4,479,949	6,206,446	
収入総計 C=A+B		8,598,349	11,227,617	

支出

単位：円

費目	予算	61回決算	備考	
大会費	大会運営費	1,150,000	829,573	第62回大会（一橋大学）
編集費	機関誌刊行費 電子ジャーナル公開関連費 編集複写費 編集交通費 編集会合費 編集通信費 編集消耗品費 編集謝金 編集人件費 編集雑費 書評等原稿謝金 書評用図書購入費 振込手数料 小計	673,920 80,000 15,000 750,000 10,000 30,000 20,000 96,000 200,000 5,000 15,000 70,000 2,000 1,966,920	691,200 96,768 7,660 466,648 38,694 32,838 25,745 32,000 200,000 0 5,000 70,000 2,160 1,668,713	第61集印刷費（1,070部）624,000+消費税 第61集J-STAGE登載費 3回分 英文校閲 @8,000 編集幹事謝金 非会員謝礼 @5,000 書評委員 @10,000
事務局経費	人件費 旅費交通費 会合費 奨励賞関係費 通信運搬費 消耗品費 印刷製本費 手数料 HP管理運営費 資料保管費 名簿発行費 備品費 小計	895,000 500,000 20,000 100,000 600,000 50,000 360,000 60,000 40,000 140,000 0 0 2,765,000	937,500 301,816 17,251 50,000 480,800 39,566 244,232 56,720 39,804 149,407 232,200 106,469 2,655,765	嘱託70,000*12ヶ月、交通費、アルバイト費用 理事会交通費 他 会議茶菓代 奨励賞副賞50,000*2 会報・機関誌発送480,000、投票用紙発送120,000 事務用品、PCソフト、プリンタインク 等 会報260,000、理事選挙関連100,000 振込手数料学会会負担分 他 レンタルサーバー代 トランクルーム代 他
国際化促進関係費	旅費交通費 謝金 国際学会関連費 若手会員海外学会派遣費 印刷費 通信運搬費 会合費 消耗品費 小計	200,000 50,000 20,000 100,000 5,000 15,000 5,000 5,000 400,000	118,170 39,000 17,024 0 0 7,690 0 0 181,884	国際交流委員会旅費 英文校閲 等 国際教育史学会年会費（100ユーロ） 他 海外主要ナショナルライブラリーへの 機関誌送付費
60周年記念事業費	編集・刊行費	0	1,329,660	
雑支出	雑支出	20,000	12,073	
予備費	予備費	100,000	70,000	
当年度支出合計 D		6,401,920	6,747,668	
当年度収支差額 A-D		-2,283,520	-1,726,497	
次年度繰越金 E=C-D		2,196,429	4,479,949	
支出総計 D+E		8,598,349	11,227,617	

会則新旧対照表

改 正	現 行
<p>(名 称) 第1条 本学会は、<u>教育史学会</u>と称し、英語名称を The Japan Society for Historical Studies of Education とする。</p> <p>(目 的) 第2条 本学会は、<u>会員相互の連絡と協力を密にし、教育史学の発達と普及をはかることを目的とする。</u></p> <p>(事 業) 第3条 本学会は、<u>第2条の目的達成のため下記の事業を行う。</u> 1) <u>研究発表を主とする大会の開催</u> 2) <u>機関誌および会報の発行</u> 3) <u>国内外の他学会等との研究交流</u> 4) <u>その他本学会の目的達成に必要な事業</u></p> <p>(会員・会費等) 第4条 本学会の会員になることを希望する者は、<u>会員1名以上の紹介により、入会申込書を提出しなければならない。</u> <u>2 会員は、退会届を提出して退会することができる。</u> <u>3 会費は、年額7,000円とする。ただし、学会の認定する留学生会員の会費は、4,000円とする。</u> <u>4 3会計年度連続して会費の納入を怠った会員は、その資格を失うものとする。</u></p> <p>(総 会) 第5条 <u>総会は、本学会の最高の意思決定機関とし、年1回以上開催する。</u></p> <p>(役 員) 第6条 第3条の事業を運営するために次の役員をおく。 <u>1) 理事 26名</u> <u>2) 監査 2名</u></p> <p>(理 事) 第7条 理事は、<u>会員の互選により選出する。</u> 2 理事の選出は、別に定める「役員選挙規程」による。</p>	<p>(名 称) 第1条 本学会は<u>教育史学会</u>と称し、英語名称を The Japan Society for Historical Studies of Education とする。</p> <p>(目 的) 第2条 本学会は<u>会員相互の連絡と協力を密にし、教育史学の発達と普及をはかることを目的とする。</u></p> <p>(事 業) 第3条 本学会は第2条の目的達成のため下記の事業を行う。 1) <u>研究発表会の開催</u> 2) <u>機関誌および会報の発行</u> 3) <u>資料の収集・整理・刊行</u> 4) <u>その他本学会の目的達成に必要な事業</u></p> <p>(会員・会費等) 第4条 本学会の会員になるためには<u>会員1名以上の紹介により、入会申込書を提出しなければならない。</u>会員は退会届を提出して退会することができる。 <u>2 会費は、年額5,000円とする。ただし、学会の認定する留学生会員の会費は3,000円とする。</u> <u>3 3大会年度連続して会費の納入を怠った会員は、その資格を失うものとする。</u></p> <p>(総 会) 第5条 本学会の最高の意思決定機関は<u>総会である。</u>総会は年1回以上これを開く。</p> <p>(役 員) 第6条 第3条の事業を運営するために次の役員をおく。<u>ただし、2)の役員の数については、役員選挙の結果においてやむを得ない事態が生じた場合に限り、役員選挙後最初に開催される理事会の承認に基づき、最小限の増員、あるいは減員を行うことができる。</u> <u>1) 代表理事 1名</u> <u>2) 理事 26名</u> <u>3) 監査 2名</u></p> <p>(理 事) 第7条 理事の選出は<u>会員の互選による。</u> 2 理事の選出は別に定める「役員選挙規程」による。</p>

改 正	現 行
<p>(理事会) 第8条 理事会は、<u>理事をもって構成する。</u> 2 理事会は、<u>第3条に定める事業及び本学会の運営に関する事項を審議し、執行する。</u></p> <p>(代表理事) 第9条 理事会に代表理事を置く。 2 代表理事は、<u>1名とし、理事会を代表し、理事会の会議を招集し、その議長となる。</u> 3 <u>代表理事は、理事として選出された者の互選により選出する。代表理事の選出は、別に定める「役員選挙規程」による。</u> 4 <u>代表理事に事故あるときは、次の理事会の会合が開催されるまでは事務局長がその職務を代行し、その会議において、代表理事の職務を代行する理事を決めるか、または互選によって新たに代表理事を選出する。</u></p> <p>(監 査) 第10条 監査は、<u>会計を監査する。</u> 2 監査は、<u>会員の互選により選出する。監査の選出は、別に定める「役員選挙規程」による。</u></p> <p>(役員の任期) 第11条 理事及び監査の任期は、<u>3年とする。</u> 2 理事又は監査に欠員が生じた場合は、<u>「役員選挙規程」に定めるところの次点者をもって補い、その任期は前任者の残りの期間とする。</u> 3 <u>選挙が実施される大会年度中に理事の欠員が生じたときは、理事会の議により、欠員を補充しないことができる。</u></p> <p>(選挙管理委員) 第12条 本学会に<u>選挙管理委員を置く。</u> 2 <u>選挙管理委員は、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。</u></p> <p>(機関誌編集委員会) 第13条 本学会に<u>機関誌編集委員会を設ける。</u> 2 <u>機関誌編集委員会は、機関誌の編集及び発行に関わる業務を行う。</u> 3 <u>機関誌編集委員会は、別に定める「機関誌編集委員会規程」により組織する。</u></p> <p>(海外特別会員) 第14条 教育史研究における国際交流の推進のために、<u>本学会に海外特別会員を置くことができる。</u> 2 海外特別会員は、<u>理事会の議を経て代表理事</u></p>	<p>(理事会) 第8条 <u>理事は理事会を構成する。理事会は本学会の運営に関する諸事項を審議し、執行する。</u></p> <p>(代表理事) 第9条 <u>理事は代表理事を互選する。代表理事は理事会を招集し、その議長となる。代表理事に事故あるときは理事の中の1名これに代わる。</u></p> <p>(監 査) 第10条 監査の選出は<u>会員の互選による</u>。監査は<u>会計を監査する。</u></p> <p>(役員の任期) 第11条 理事、<u>代表理事</u>および監査の任期は3年とする。 2 <u>理事・監査に欠員が生じた場合は、次点者をもって補い、その任期は前任者の残りの期間とする。ただし理事の場合に限り、「役員選挙規程」の定めるところによる。</u></p> <p>(機関誌編集委員会) 第12条 本学会は<u>機関誌編集委員会を設ける。機関誌編集委員会は別に定める「機関誌編集委員会規程」により組織され、機関誌の編集・発行に関わる業務を行う。</u></p> <p>(海外特別会員) 第13条 教育史研究における国際交流の推進のために、<u>本学会に海外特別会員を置くことができる。</u> 2 海外特別会員は<u>理事会の議を経て代表理事が</u></p>

改 正	現 行
<p>が委嘱する。委嘱の任期は、3年とし、引き続き同一人に委嘱することを妨げない。</p> <p>(教育史学会研究奨励賞) 第15条 機関誌『日本の教育史学』に掲載された論文のうち、特にすぐれたものを執筆した若手会員に対し、今後の研究を励ますという趣旨で教育史学会研究奨励賞を毎年度授与する。</p> <p>2 教育史学会研究奨励賞授賞者の選考等については、別に定める「<u>教育史学会研究奨励賞規程</u>」による。</p> <p>(事務局) 第16条 本学会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長1名及び事務局嘱託職員を置く。</p> <p>3 事務局長は、理事会の議を経て、理事の中から代表理事が任命する。</p> <p>4 事務局嘱託職員は、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。</p> <p>(削除)</p> <p>(会計年度) 第17条 本学会の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。</p> <p>(会則の変更) 第18条 本会則の変更は、総会の議決による。</p> <p>(付 則) <u>この改正は、第62回大会年度より施行する。ただし、第4条第3項については、第63回大会年度から施行する。</u></p> <p>[備考] この会則は1956年5月3日に制定された後、次の日に改正された。 1960年10月23日／1961年10月12日／1963年10月11日／1965年10月19日／1966年10月8日／1968年10月29日／1969年10月19日／1970年10月11日／1971年10月8日／1972年10月8日／1973年10月15日／1974年10月5日／1978年9月27日／1980年10月16日／1983年10月8日／1985年10月10日／1988年10月2日／1990年10月5日／1992年10月3日／1993年10月9日／1996年9月22日／1997年10月12日／2000年9月30日／2005年10月8日／2009年10月10日／2011年10月1日／2012年9月22日／2018年9月29日</p>	<p>委嘱する。委嘱の任期は、3年とし、引き続き同一人に委嘱することを妨げない。</p> <p>(教育史学会研究奨励賞) 第14条 機関誌『日本の教育史学』に掲載された論文のうち、特にすぐれたものを執筆した若手会員に対し、今後の研究を励ますという趣旨で「教育史学会研究奨励賞」を毎年度授与する。</p> <p>2 教育史学会研究奨励賞授賞者の選考等については、別に定める。</p> <p>(事務局) 第15条 本学会に事務局をおく。事務局に事務局長1名、事務局嘱託職員をおく。いずれも理事会の議を経て、代表理事が委嘱する。</p> <p>(経 費) 第16条 本学会の経費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。</p> <p>(会計年度) 第17条 本学会の会計年度は毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。</p> <p>(会則の変更) 第18条 本会則の変更は、総会の議決による。</p> <p>[備考] この会則は1956年5月3日に制定された後、次の日に改正された。 1960年10月23日／1961年10月12日／1963年10月11日／1965年10月19日／1966年10月8日／1968年10月29日／1969年10月19日／1970年10月11日／1971年10月8日／1972年10月8日／1973年10月15日／1974年10月5日／1978年9月27日／1980年10月16日／1983年10月8日／1985年10月10日／1988年10月2日／1990年10月5日／1992年10月3日／1993年10月9日／1996年9月22日／1997年10月12日／2000年9月30日／2005年10月8日／2009年10月10日／2011年10月1日／2012年9月22日</p>

役員選挙規程新旧対照表

改 正	現 行
<p>(趣旨) 第1条 <u>本規程は、会則第7条、第9条及び第10条に基づき理事、代表理事及び監査の選出方法を定める。</u></p>	<p>(理事の選挙) 第1条 <u>理事の選挙は会則第6条、第7条および第11条の規定によって行われる。</u> 2 <u>理事に欠員が生じた場合は、会則第11条第2項によって補う。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>(監査の選挙) 第2条 <u>監査の選挙は会則第6条、第10条および第11条の規定によって行われる。</u> 2 <u>監査に欠員が生じた場合は、会則第11条第2項によって補う。</u></p>
<p>(選挙権及び被選挙権) 第2条 <u>選挙の行われる年度の前年度会費を5月31日までに納入した会員は、選挙権及び被選挙権を有する。</u> 2 <u>選挙の行われる年度をもって退会を予定している会員は、選挙権のみを有する。</u> 3 <u>第1項の規定にかかわらず、選挙の行われる年度に入会した会員は、5月31日までに当該年度会費を納入した場合に、選挙権及び被選挙権を有する。</u></p>	<p>(選挙権・被選挙権) 第3条 <u>役員選挙の有権者は、選挙の行われる年度の前年度会費を5月31日までに納入したものに限り、ただし、新入会員については、当該年度の会費を5月31日までに納入した場合に限り有権者とす。</u> 2 <u>有権者は、選挙権および被選挙権を有する。ただし、選挙の行われる年度をもって退会する会員は、選挙権のみを有する。</u></p>
<p>(地区別・専攻別理事の最低数) 第3条 <u>理事には、地区別にそれぞれ1名、日本・東洋・西洋・一般の各専攻別にそれぞれ2名を最小限含むものとする。ただし、地区別、専攻別の双方を同一人が兼ねることは差し支えない。</u></p>	<p>(地区別・専攻別理事の最低数) 第4条 <u>理事26名には、地区別にそれぞれ1名、日本・東洋・西洋・一般の各専攻別にそれぞれ2名を最小限含むものとする。ただし、地区別、専攻別の双方を同一人が兼ねることは差し支えない。</u></p>
<p>(理事及び監査選出の手続き) 第4条 <u>前条の地区別は、次の区分によるものとする。ただし、有権者が12名に満たない地区がある場合は、当該地区と隣接地区を併せて1つの地区とする。</u> 北海道 東北(青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島) 関東(茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・山梨) 東京 中部(新潟・富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重) 近畿(滋賀・京都・大阪・奈良・和歌山・兵庫) 中国・四国(鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知) 九州・沖縄(福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄)</p>	<p>(役員候補決定の手続き) 第5条 <u>前項の地区別は、次の区分によるものとする。ただし、有権者が12名に満たない地区がある場合は、当該地区と隣接地区を併せて一つの地区とする。</u> 北海道 東北(青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島) 関東(茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・山梨) 東京 中部(新潟・富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重) 近畿(滋賀・京都・大阪・奈良・和歌山・兵庫) 中国・四国(鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知) 九州・沖縄(福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄)</p>
<p>2 <u>理事及び監査の選出は、次の投票方法による。</u> (1) <u>投票は郵送によって行う。</u> (2) <u>投票用紙に①理事26名の指定投票欄、②監査2名の指定投票欄を設ける。</u></p>	<p>2 <u>役員候補者を選出するには、次の投票方法による。</u> (イ) <u>投票は郵送によって行う。</u> (ロ) <u>投票用紙に①理事26名の指定投票欄、②監査2名の指定投票欄を設ける。</u></p>

改 正	現 行
<p>(3) 開票にあたっては (2) によって投票された理事を得票順に決定する。</p> <p>(4) 同数の票を得た者がいることによって定数に応じた当選者が決定できない場合、または、同数の得票者がいるために次号による決定ができない場合は、理事の経験年数が少ない者を上位とする。経験年数が等しい場合は、<u>選挙管理委員</u>がくじで決定する。</p> <p>(5) (3) によって決定された理事26名の中に1名の理事が確保されていない地区がある場合、または2名の理事が確保されていない専攻領域がある場合には、次点以下の該地区、または該専攻領域における最高の得票を有するものを、地区、専攻領域の順に、2名以上の理事が確保されている地区および3名以上の理事が確保されている専攻領域に属する当選者の最下位のものと同順位入れ替えていく。</p> <p>(6) 理事として当選した者が監査としても当選した場合には、理事としての当選を優先させる。</p> <p><u>(7) 監査は、前号により理事として当選した者を除き、上位2名を当選者とする。同数の票を得た者がいることによって定数に応じた当選者が決定できない場合は、理事と同様の方法による。</u></p> <p>(投票実施細則) 第5条 投票にあたっては所定の投票用封筒に入れて密封し、無記名のまま返信用に入れる。返信用封筒には住所・氏名を明記する。</p> <p>(投票の無効) 第6条 以下の項目に該当する場合は無効とする。 (1) 各投票欄に所定の人数以上の候補者を記入したとき。 (2) 投票用紙に不必要な字句を記入したとき。 (3) その他、選挙管理委員会が明らかに無効と認めた場合。</p> <p>2 各投票欄に記入してある候補者が所定の数に満たない場合は記入分だけ有効、同一候補者を重複して記入した場合は1名のみを有効とする。</p> <p>(代表理事の選出) 第7条 <u>理事として選出された者は、その中から代表理事を互選する。</u> 2 <u>最多の得票者が複数いる場合は、それらの者の中から再度の投票により、代表理事を選出する。再度の投票において、得票数が同数になった場合は、</u></p>	<p>(ハ) 開票にあたっては (ロ) によって投票された理事を得票順に決定する。</p> <p>(二) 同数の票を得た者がいることによって定数に応じた当選者が決定できない場合、または、同数の得票者がいるために次号による決定ができない場合は、理事の経験年数が少ない者を上位とする。経験年数が等しい場合は、<u>年齢が若い者を上位とする。</u></p> <p>(ホ) (ハ) によって決定された理事26名の中に1名の理事が確保されていない地区がある場合、または2名の理事が確保されていない専攻領域がある場合には、次点以下の該地区、または該専攻領域における最高の得票を有するものを、地区、専攻領域の順に、2名以上の理事が確保されている地区および3名以上の理事が確保されている専攻領域に属する当選者の最下位のものと同順位入れかえていく。</p> <p>(へ) 理事として当選した者が監査としても当選した場合には、<u>本人の申し出がない限り、理事としての当選を優先させる。</u></p> <p>(投票実施細則) 第6条 投票にあたっては所定の投票用封筒に入れて密封し、無記名のまま返信用に入れる。返信用封筒には住所・氏名を明記する。</p> <p>(投票の無効) 第7条 以下の項目に該当する場合は無効とする。 (イ) 各投票欄に所定の人数以上の候補者を記入したとき。 (ロ) 投票用紙に不必要な字句を記入したとき。 (ハ) その他、選挙管理委員会が明らかに無効と認めた場合。 <u>(ニ) 各投票欄に記入してある候補者が所定の数に満たない場合は記入分だけ有効、同一候補者を重複して記入した場合は1名のみを有効とする。</u></p>

改 正	現 行
<p>選挙管理委員がくじによって決定する。</p> <p><u>3 任期途中で代表理事が不在となり、改めて代表理事を互選する場合は、第1項及び前項の規定により、代表理事を選出する。</u></p> <p>(総会への報告) 第8条 選挙の結果については、総会において発表し、あわせて全会員に通知する。</p> <p>(削除)</p> <p>(選挙結果の記録) 第9条 <u>選挙管理委員は、各選挙の結果を記録し、事務局に提出する。</u></p> <p><u>2 前項の記録は、第5条の選挙については上位50人までの得票者とその得票数(ただし、監査の選挙については上位10人までの得票者とその得票数)、第8条の選挙については全得票者とその得票数とする。</u></p> <p><注意>以下の訂正を加えました。 ・第3条を改定しました。(2007/10) ・第6条第2項を削除しました。(2007/10) ・概要の5番目の第5条第1項の地区の区分中、以下の訂正を加えました。(2007/6) 1. 東京を関東区から独立区としました。 2. 中国(鳥取・島根・岡山・広島・山口)を加えました。 ・選挙区のうち中国地区と四国地区を併せて一つの地区とみなす変更をしました。(2009/10) ・第5条2(二)を改正し、同票数を獲得した者を選出するための方法を明確にしました。(2009/10) ・旧第1・2条を削除、第2・3条(旧第3・4条)の書き方を変更、第4条(旧第5条)において、<u>理事選挙で同票になった場合に理事経験年数が同じ場合はくじで決めることに変更、理事・監査両方に当選した場合は、機械的に理事の当選を優先することに変更、監査の選出方法を新たに規定し、第7条(旧第6条)の(4)を第2項とし、新たに第7条で代表理事の選出方法を規定し、第8条の書き方を変更し、第9条を削除(選挙管理委員の規定は会則に移行)し、新たに第9条で選挙結果の記録について規定しました。(2018/10)</u></p>	<p>(総会への報告) 第8条 <u>開票の結果については総会において発表し、あわせて全会員に通知する。</u></p> <p>(選挙管理委員会) 第9条 <u>選挙管理委員会は理事会が委嘱する。</u></p> <p><注意>以下の訂正を加えました。 ・第3条を改定しました。(2007/10) ・第6条第2項を削除しました。(2007/10) ・概要の5番目の第5条第1項の地区の区分中、以下の訂正を加えました。(2007/6) 1. 東京を関東区から独立区としました。 2. 中国(鳥取・島根・岡山・広島・山口)を加えました。 ・選挙区のうち中国地区と四国地区を併せて一つの地区とみなす変更をしました。(2009/10) ・第5条2(二)を改正し、同票数を獲得した者を選出するための方法を明確にしました。(2009/10)</p>

投稿要領新旧対照表

改 正	現 行
<p>1. (略)</p> <p>なお、未刊行かつウェブ上でも未発表の学位論文中の未発表部分は、上記「未発表のもの」に該当するが、機関誌が発行される前に学位論文が刊行あるいはウェブ上で発表されている場合は、当該投稿論文を掲載することはできない。</p> <p>2. 論文は、各年度の11月15日（消印有効）までに機関誌編集委員会宛に1部送付し、同時にPDFの形で電子メールに添付して11月15日（必着）までに送信するものとする。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. 掲載決定の通知を受けた投稿者は、<u>5月31日までに英文抄録および引用文献一覧</u>を提出すること。英文抄録は、論文題目・氏名も含めて、1ページ以内に収まる範囲内の語数で作成すること。</p> <p>8. (略)</p>	<p>1. 投稿論文は、当該年度または前年度の本学会年次大会において口頭発表したものと同一の主題のもので、未発表のもの、および他誌に投稿していないものに限る。ただし、同一会員の論文が2年連続して掲載されることはない。</p> <p>2. 論文は、各年度の11月30日（消印有効）までに機関誌編集委員会宛に送付するものとする。</p> <p>3. 投稿論文原稿の字数は、原則として20,000字以内とする。用紙、書式、図表等の扱い、提出部数等は編集委員会が定める。定めに準拠していないと編集委員会が判断した投稿論文原稿は、受理しない。</p> <p>4. 投稿にあたっては、論文の要旨と特徴を明記したレジюмеを添付すること。レジюмеは、用紙1枚に、冒頭に論文題目と氏名を記載したうえで、1,200字以内で書くこと。</p> <p>5. やむを得ず口頭発表の題目と異なる題目（副題を含む）を付けた場合には、その理由を明記した文書（1枚）を添付すること。</p> <p>6. 審査領域（日本、東洋、西洋の各領域または複数の領域）について特に希望がある場合には、その希望を文書にて申し出ることができる。</p> <p>7. 掲載決定の通知を受けた投稿者は、最終原稿を提出する際に英文抄録を合わせて提出すること。英文抄録は、論文題目・氏名も含めて、1ページ以内に収まる範囲内の語数で作成すること。</p> <p>8. 『日本の教育史学』の編集著作権は、教育史学会が有するが、掲載された論文の著作権は、著作者が有する。編集著作物に関する使用料は、教育史学会の収入とする。</p>

論文審査手続新旧対照表

改 正	現 行
<p>1. 編集委員会は、「投稿要領」にもとづき、各専門領域（西洋・東洋・日本）における審査対象論文を確定する。</p> <p>2. 編集委員会は、審査対象論文1編につき2名の審査委員を決定する。ただし、2領域以上にわたる論文については関係領域から3名の審査委員をあてる。このさい、2名または3名の審査委員のうちの1名について、編集委員以外の会員を、特別委員（「機関誌編集委員会規程」第9条）として指名することができる。</p> <p>3. 審査委員は、投稿者から提出された論文原稿および関係資料について、慎重に審査したうえで、その結果を、審査票に記入し、当該大会年度の1月15日までに、編集委員会に提出する。</p> <p>4. 編集委員は、担当する領域の各論文について10段階10点満点による評価を行い、2月15日までに提出する。2領域以上にわたる論文の評価は、関係する領域の編集委員全員が行う。審査にあたっては、6点以上を掲載可とすることを目安に、評点をつける（第1段階審査）。</p> <p>5. 2月下旬に開催される第3回編集委員会において、原則として評点の平均が6点以上のものは掲載可とし、それ以外の各論文について、第2段階審査に進めることの可否を審議する。評点の平均が低く、修正によって掲載可の水準に達しないと判断されたものは、この段階で掲載不可として投稿者に通知し、残余の論文について第2段階審査を行うこととする。</p> <p>6. 第2段階審査の対象とした論文の投稿者に、修正依頼を作成、送付する。修正依頼には、①掲載するために必要な修正および②修正することにした方が望ましい内容を分けて記載する。</p>	<p>1. 編集委員会は、「投稿要領」にもとづき、各専門領域（西洋・東洋・日本）における審査対象論文を確定する。<u>2領域以上にわたる論文については、下記8の定めによる。</u></p> <p>2. 編集委員会は、審査対象論文1編につき2名の審査委員を指名する。このさい、編集委員以外の会員を、特別委員（「機関誌編集規程」第6条）として指名することができる。</p> <p>3. 審査委員は、投稿者から提出された論文原稿および関係資料について、慎重に審査したうえで、その結果を、<u>所定の用紙（審査票）中の「第1段階審査の結果」欄に記入し、当該大会年度の1月末日までに、編集委員会に提出する。</u></p> <p>4. 編集委員会は、<u>上記3の審査票を投稿者に送付する。投稿者は、もし必要ならば、所定の用紙によって、「執筆者の申し立て」を2月20日までに編集委員会に提出することができる。</u></p> <p>5. <u>編集委員会は、投稿者から提出された論文原稿および関係資料、上記3、4の資料を、各専門領域の編集委員に送付する。</u></p> <p>6. 編集委員は、<u>所属専門領域の論文について、点数で評価し、4月末日までに、編集委員会に報告する。</u> <u>② 各委員は、各論文につき、10点満点・10段階の評点による審査をおこなう。審査にあたっては、6点以上を掲載可とすることを目安に、評点をつける。</u></p>

改 正	現 行
<p>7. <u>第3回編集委員会で掲載可と判断した論文については、修正することが望ましい事項を記した文書を投稿者に送付する。</u></p> <p>8. <u>5月上旬に開催される第4回編集委員会において、各論文についての掲載の可否を決定する。第1段階審査で掲載を決定した論文については、修正内容を確認する。確認の結果、修正が不適切なものであったと判断された場合は、修正前の論文の再提出を求める。</u></p> <p>9. 投稿論文については、編集委員会における審査途中での辞退は認めない。</p> <p>10. 大学院において指導責任を有する指導教員たる編集委員は、自らの指導学生たる投稿者の論文の審査には当たらないものとする。</p> <p>11. ある編集委員に関して、前項と同等の責任を有する投稿者がいる場合、当該編集委員の申し出があり、編集委員会の協議を経て、当該編集委員がその投稿者の論文の審査に当たらないことを認めることができるものとする。</p>	<p>7. <u>各専門領域ごとに得点を集計し、平均6点以上の論文を、掲載候補論文とする。</u></p> <p>② <u>平均6点以上の論文の本数が、審査対象論文数の2分の1をこえる場合には、得点上位のものから、原則として審査対象論文数の2分の1に相当する本数を、掲載候補論文とする。</u></p> <p>③ <u>平均6点以上の論文の本数が、審査対象論文数の4分の1にみえない場合には、第1項の規定にかかわらず、平均6点未満の論文も含めて、得点上位のものから、原則として審査対象論文数の4分の1に相当する本数を、掲載候補論文とする。</u></p> <p>8. <u>専門領域が2領域以上にわたる論文については、関係専門領域から合計3名以上の審査委員をえらび、評価は、6の②の規定にしたがって、関係専門領域の全委員によっておこなう。平均点が6点以上の場合に、掲載候補論文とする。</u></p> <p>9. 投稿論文については、編集委員会における審査途中での辞退は認めない。</p> <p>10. 大学院において指導責任を有する指導教員たる編集委員は、自らの指導学生たる投稿者の論文の審査には当たらないものとする。</p> <p>11. ある編集委員に関して、前項と同等の責任を有する投稿者がいる場合、当該編集委員の申し出があり、編集委員会の協議を経て、当該編集委員がその投稿者の論文の審査に当たらないことを認めることができるものとする。</p>
<p>付 則</p> <p>この改正手続は、第62回大会年度より施行する。</p>	<p>付 則</p> <p>第10項目および第11項目は、2005年の定期総会の日よりこれを施行する。</p>

第8回教育史学会研究奨励賞の授与

総会に先立ち、第8回教育史学会研究奨励賞授賞式が執り行われた。授賞者と授賞論文および研究奨励賞選考委員会による選考理由は以下の通りである（敬称略）。

授賞者：山口 刀也

授賞論文：1950年代前半の岩国米軍基地と生活綴方—恩田操による学校文集『デルタ』編纂とその反響に着目して—

選定理由：本論文は、1950年代前半に山口県岩国市内の米軍基地を持つ川下中学校の教師恩田操が編纂した学校文集『デルタ』全6集（1952年5月～1953年3月）のうち、その第3号を取り上げ、その編纂経緯、内容的特徴、全国的反響の三つの側面から恩田操による1950年代前半の生活綴方教育の実践を考察したものである。綿密な史料収集のうえで恩田の実践を丹念に分析した結果、全国的な反響にともない、恩田が当初目指していた「冷戦的思考様式の相対化の契機」とするものから体制論を基軸にした基地反対運動の「テキスト」として機能することになった事実を実証的に描き出している。

選考委員会では、本論文が一次史料を博搜した精確な実証のうえで、従来の戦後教育史研究に新たな知見をもたらしたこと、学校文集を史料としたことの重要性を評価するとともに、本研究が今後の戦後教育史研究に寄与するものであると高く評価し、研究奨励賞に相応しいものであると判断した。



授賞者：原 圭寛

授賞論文：1860-70年代アメリカの研究大学における学士課程の編成—ジョンズ・ホプキンス大学及びコーネル大学におけるグループ・システムの導入とその背景—

選定理由：本論文は1865年設立のコーネル大学と1876年設立のジョンズ・ホプキンス大学が設立直後に採用した「グループ・システム」と呼ばれる履修形態の導入経緯とその理念を両大学の設立者に注目して考察したもので、それが共通課程と専門課程への階層性の付与によって学生に一定の自由度のある選択制を実現するとともに、その後の進路接続をも念頭においた周到な配慮に基づくものであったことを明らかにしている。

選考委員会では、本論文が大学の年次報告等の一次史料の丹念な分析をふまえ、イェール・カレッジ型のモデルの影響や地域の高等教育諸機関の移行過程などを視野に収めたより精緻な歴史理解を提示する意義を有し、さらに、アメリカ高等教育史研究における共通知重視と専門分化重視の二項対立的振り子史観（F. ルドルフ）を乗り越える可能性を有するものであることを高く評価し、研究奨励賞の授賞に相応しいものであると判断した。



大会参加記

大会参加記

宮坂 朋幸（大阪商業大学）

台風の影響により、関西のJR在来線が翌日午前中で止まる、東京発の新幹線も午前11時が最終という情報が飛び交い、取得済の新幹線のチケットをどうするか、明日関西に帰り着くためには朝何時の新幹線に乗ればいいのか、旅行会社と相談するためのガラケー片手にシンポジウム会場を出ようとした時に、緑色の紙を手渡された。断る理由もうまく説明できないままにそれを受け取ってしまい、大会参加記を書くことになった。

急に緊張感が増したシンポジウムのサブタイトルは「60周年記念出版」の検討を踏まえてであった。執筆者の一人として、厳しい批判を覚悟して席に着いたが、警戒していたような瑣末な批判は無かった。

まず目を引かれたのは米田報告の「会員自給率」、すなわち「(記念誌で) 取り上げた図書に対する会員が執筆した図書の割合」の低さである。「<教育史学会の会員による研究領域>と<教育史という学問の研究領域>がかなりズレている」という指摘をどう受け止めたらいいのか。一執筆者としては、従来の教育史研究の脱構築に資すると思われる著書を取り上げて紹介した面もあったため、ズレているという表現には多少の違和感があったが、読者として全体を見てみれば、確かにズレている。第2章の自給率の高さがむしろ例外であると認識できた。研究テーマの拡散により、「動向」が形成されにくくなっているのではないかという指摘にも考えさせられた。

後半の「若手」を起点とした議論、特に教職教養としての教育史の可能性についての議論は、既視感がありつつも、教育史研究の存在意義を再び考える機会となった。「研究と教育を分けるのか、つなげるのか」、「外部」との相互関係が不明確、「より一般的な読者に向けていくためにどうするか」といったフロアからの発言を聞きながら思い出したのは、前日の夜、先輩研究者と話した、教育史研究はその成果をもっとわかりやすい形で積極的に発信する必要があるだろうという話であった。教育史研究は一般の人々の興味を引くような魅力的なコンテンツをすでに十分蓄積してきているのではないかとすればそれらをどのようなテーマでまとめ、どう発信したらいいのか。シンポジウム後の懇親会でも引き続



きざつくばらんに意見交換できたのは楽しい時間であった。決められたプログラム以外にも、このような時間を持てることも学会参加の魅力だろう。

一橋大学を訪れるのは初めてであった。国立駅からの道は街路樹に囲まれ、大学を中心に造られたという落ち着いた街並みには、例の騒音を発するガラス張りの店は見当たらなかった。古びた校舎も味があり、あちこちに功労者の銅像が立っていたが、明治期を専門とする者としては、図書館の大学史コーナーに森有礼の名前が無く、銅像も無かったのは驚きであった。東キャンパスに森有礼高等教育国際流動化センターがあり、森のレリーフがある事を知ったのは帰宅後であった。

大会参加記

石井 大輝（東北大学・院）

一昨年の横浜、昨年の岡山に続き、三回目の大会参加である。前二回の参加は、ただ聴きに行くためだけの気楽なもので、とりわけ前回の岡山行きは旅行気分が強く、少々抜け出して閑谷学校見物へ出かける計画を立てるなど、旅程を練るのに余念がなかった。それに比して、今回は初めての発表を予定しており、出発前夜遅くまで悪戦苦闘、満身創痍で東京行きの新幹線に乗り込んだ。

大会一日目、午前中に参加した分科会では、原因は不明ながら、数十秒間教室の電灯が消える一幕もあり、いやがうえにも台風の接近を予感させられた。翌日に迫る自分の発表と、台風のもたらす暗雲とが、二重写しになっていたことはいままでのない。

総会を経て、シンポジウムの会場では、隣り合わせに座ったある老紳士との、偶然の出会いがあった。

専門は教育行政で、東京圏で開催されるときだけ、教育史学会の大会に顔を出してきたという。教育史学の「危機」をめぐるシンポジウム前半でのやりとりを踏まえ、休憩時間中、かの老紳士は、我が意を得たりと、外部の研究者の目に教育史学会はどう映るのか、熱く語られた。研究方法や、有用性の捉え方に関する点など、すべてがすべて、ただちにうべなうことのできる指摘ではなかった一方、私とてこのままで良いとは考えておらず、この時点では、かすかに勇気づけられる思いさえしたものだ。老紳士がしきりに勧める大判の焼き菓子を、極力音を立てないよう注意深くはみつ、また、老紳士によるさきほどの叱責を脳内でこだませながら、シンポジウム後半の議論を見守る。ときおり、三度目にして早くも既視感を覚える展開に、天井に回る空調のプロペラを見つめてしまい、目を回すこともあった。しかしながら、これだけの人数が、一年に一度、一堂に会するシンポジウムの祝祭性には、やはり興奮を禁じ得ず、この場の永続を願わずにはいられない。どうてい考えの整理がつかないまま、老紳士と別れ、懇親会の会場へと向かった。

大会二日目、午前の分科会、いよいよ台風が近づき、各交通機関が語気を強めて運休を予告するなかでも、勢い余って百部刷ったレジュメの二割は活きた。近世史と近代史、あるいは、教育と宗教の境界領域を対象にしようと試みた、拙い発表に対し、各分野の第一線に立つ会員の方々から多くの指摘と助言をいただき、万感胸に迫った。

台風から逃げるようにして北上する道すがら、そして、深夜、仙台の茅屋で暴風雨に吹きまくられながら、改めて振り返るうちに、現在のところ、私は教育史学会とともに「危機」を迎え撃つ側にはなく、むしろ、「危機」的様相の一端をなしているのではないだろうかと思いついた。いや、それもまた思い上がりに過ぎず、ただただ取るに足らない泡沫会員であることが、私にとっての「危機」であると捉えるべきか。いずれにせよ、淡い帰属意識のようなものはかなぐり捨てて、来年、静岡での再起を誓いたい。

第62回大会参加記

松島 のり子（お茶の水女子大学）

9月末、台風の影響で冷たい雨の降る2日間であった。教育史学会の大会には、入会以来欠かさずに参加している。行きたいと思い、行かなくてはと思うところがある。それは、自らが研究者としての拠り

所を、教育の歴史研究にもっている（もっていたい）と認識しているからかもしれない。例年、教育史学会の大会への参加をとおして得るのは、新たな研究成果や知見、学術研究について再考する契機、自身の研究に対する焦燥感あるいは後押しである。今回得たことをふり返りながら、その一部を記させていただくこととした。

今大会では、シンポジウム「教育史とはどのような学問か」にひと際関心をもって臨んだ。しかし、内容はいまだ消化しきれずにいる。テーマとして掲げられた問いに対する答えをつかみきれていないからだと思われる。報告のなかで、他の領域において歴史研究の成果が蓄積されてきていることや、教育史研究者のみで教育史のすべては描き出せないことが話題に挙がっていた。教育史学にも固有の学問的特質があるとすれば、それは教育史以外の研究との関連や対話とのなかで見えてくる可能性がある。自らの理解不足とわからなさを引き受けつつ、引き続き考えていきたい。

また、2日間をとおして戦後を対象時期とする研究発表をいくつか拝聴した。たとえば、「戦後改革期特設高等学校の研究」では、特設高校をめぐる施策にみられる表向きの位置づけと、施策具体化の過程から読み取れる別の意味が明らかにされていた。歴史的に追究するからこそ解明できることがあることを学ばせていただいたように思う。「戦後教育史における義務教育学校職員法案の位相」は、廃案となった法案の意味を問うものであった。戦後教育史のなかには、実現しなかったものの、今日あるいは今後の教育を考えるうえで有用な示唆を与える注目すべき事象がほかにもあるのではと思いついた。このほかの研究発表も含め、さまざまなテーマで戦後教育史研究の成果は着実に蓄積されてきている。ただ、集約すれば戦後教育史の総体が見えてくるかというところ、ここに、シンポジウムのテーマにも通じる、教育史研究の課題があるのかもしれない。

今回、とある分科会での質疑応答のやりとりをとおして、研究の「おもしろさ」について考えさせられることがあった。研究では、調査を重ね史料に即して実態を明らかにしていく過程が多くを占める。しかし、それがすべてではなく、明らかになった事柄をいかに構成し、歴史として描き、伝えていくかも重要であると改めて気づいた。学術的に意味のあるおもしろさを備えていたほうが、身のため人のため世のためになるような気もしている。自身の研究に向かう姿勢を正し、次回の大会への参加を期した



いと思う。

最後になったが、今大会をご準備くださった一橋大学を中心とする大会準備委員会のみなさまに改めて感謝申し上げたい。ありがとうございました。

教育史学会第62回大会参加記

山下 達也（明治大学）

2018年9月29日、一橋大学にて開催された教育史学会第62回大会に参加した。

当日は台風の影響もあり、あいにくの雨天であったが、私が受付を行った時間帯には小雨がむしろ歴史ある一橋大学の建物をいっそう趣深いものになっているように感じられた。

受付を済ませた後、私は東洋教育史の研究発表が並ぶ第5分科会に参加した。同分科会では、今井航会員の「壬戌学制のカリキュラムに関する再検討」を皮切りに、日本統治下朝鮮の『初等地理書』、蒙疆学院、華北占領期の義務教育、戦後台湾の道徳教育に関する研究発表が行われた。特に白恩正会員の研究発表（「日本統治下朝鮮の『初等地理書』と田中啓爾」）は、私自身の研究とも関わる内容を含んでおり、示唆を得るところが多かったと同時に気になる点も少なくなかった。フロアから直接指摘したことではあるが、①田中啓爾が『初等地理書』の編纂を担当したことに焦点をあてるのであれば、その依頼をした朝鮮総督府の意図や立場との関係性がそもそもどういふものであったのか、また、実際の執筆者についての跡づけも気になること、②教科書が帯びる「植民地性」についての考察が朝鮮人児童に対する教育という文脈に限定されており、いわゆる在朝日本人児童に対する教育という視点を欠いていることについては、今後の研究の進展や成果の波及性に関わって特に重要だと感じたことをここに改め

て感想として記しておきたい。

また、研究対象の時代や地域、テーマにある程度の共通性があり、通底する問題について会場全体で議論しうる分科会が成り立つためには、研究発表の質的な充実が期されることはいまでもないが、他方で東洋教育史研究の発表が量的にも拡充していく必要があるということを強く感じながら自分自身の研究活動を省みる機会ともなった。

午後は、シンポジウム「教育史とはどのような学問か—「60周年記念出版」の検討を踏まえて—」に参加した。シンポジウムではまず、『教育史研究の最前線Ⅱ—創立60周年記念』（六花出版、2018）の編集に携わった3名の提案者から同書制作に関わる具体的な話を聞くことができた。編集方針の決定過程や作業内容、研究成果を整理するうえでの区分についての話が聞けたことにより、同書を手に取り目を通してだけでは考えるに至らなかったことが多いことに気づくことができた。続く指定討論者からの問題提起とその後の全体での議論は、おもに教育史研究の「危機」や「課題」についてのものであったと思う。印象的であったのは、フロアからこれまで学会が行ってきた議論やその成果が踏まえられていないのではないかという指摘があったことである。決して会員の志向が一致していなければならないとは思わないが、教育史学という学問、または教育史研究のあり方についての議論は学会の中で蓄積・継承されるべきものだろう。

最後に、大会運営にご尽力された大会準備委員会の皆様ならびに学会事務局の方々へ感謝申し上げます。

教育史学会第62回大会に参加して

藤井 利紀（名古屋大学・院）

大会に参加するのは、自由研究発表を行った昨年度に引き続き、2回目です。以下、参加した2日目午前の第7分科会と午後の第14分科会の感想をそれぞれ記します。

第7分科会は、時期としては大正期を扱った、新教育運動との関連性をもった発表が多い部会でした。私自身が、新教育運動の観点から、ドイツのプロイセンでヴァイマル期に設立された国民学校教員養成機関である教育アカデミーを研究していることから、本部会の報告を大変興味深く拝聴しました。特に、羽仁夫妻によって創立された自由学園が、その卒業生の活動と協力者の支援によって、社会改造を目指

していたことを論じた福原会員のご発表は、学校実践にとどまらず、新教育学校で学んだ経験が生徒のその後にどのような影響を与えたのかを検討している点で、新教育運動研究の広がりを感じられ、大変興味をもちました。

第14分科会は、西洋史部会でした。ここでは、その中でもドイツを対象とした二つの発表についてそれぞれ感想を述べたいと思います。小玉会員のご発表では、リリー・ドロシャーに注目しながら、ヴァイマル期に幼稚園が教育領域ではなく福祉領域であると結論づけられたことが、今日に至るまでドイツ幼児教育の位置付けに大きな影響を与えていることが明らかにされていました。ご発表を通じて、ドイツ教育史をみていく際にヴァイマル期に目を向けることの重要性を改めて実感しました。さらに、ヴァイマル期の教員養成を研究している私にとって、ドイツ教育史の中でヴァイマル期をどのように位置付けたらいいのかということを考え直す機会であり、多くのことを学ばせていただきました。

松井会員のご発表では、1910年代に端を発するドイツ民衆図書館の路線論争を、読書の教育的機能の観点から検討し、旧路線派と新路線派の共通点と相違点が明らかにされていました。論点が多様であり、図書館の運営予算とも関わる複雑な要素をもった路線論争を歴史的・社会的背景を踏まえながら、分かりやすくまとめられており、大変に勉強になるものでした。

台風のために、コロキウム3「教員養成に関する比較発達史研究の試み」を拝聴することができなかったのは残念でしたが、とても充実した2日間でした。来年度の大会では、私自身も自由研究発表ができるように、しっかり準備に努めたいと思います。最後になりますが、貴重な機会を賜りました一橋大学をはじめとする大会準備委員会の会員の諸先生方に厚く御礼申し上げます。

教育史学会第62回大会に参加して

本多 みどり（帝京科学大学）

今回は、初日のシンポジウムと懇親会に参加し、2日目に個人発表を行った。台風接近のため、2日目のコロキウムが中止になったのは残念であった。

シンポジウムは、教育史学会「60周年記念出版」(『教育史研究の最前線Ⅱ』2018年5月)を受けて、「教育史とはどのような学問か」というタイトルで、報告者3名と、指定討論者3名による提案と議論が

行われた。このシンポジウムで最も興味深く、今後の教育史学会の命運を占う上で重要と思われた議論は、専門分化の弊害(タコソボでの安住)を避けて、いかに全体性を回復するか、いかに専門と全体との対話を取り戻すかという問題をめぐるものであったと思う。教育史研究は、教育学研究においても、また歴史学研究においても存在感が希薄で、他の学問領域との交流も不活発、未来に暗雲が…という暗い論調がやや優勢のように感じた。

ただ、この議論の中で提出されなかった視点として、メディアの変化を挙げたい。現代は、第4次産業革命などと言われているが、AI(人工知能)の登場は学問の世界をも一変させつつある。AIは、毎日6000本以上の論文を読みこなしていると聞いた。複数のAIが昼夜の別なく学習を続け、AI同士が対話を行えば、かなり精度の高い全体像が、人間の眼前に提出されるのではなかろうか。翻訳機も2025年にはほぼ完成するという予測を目にした。パベルの塔以来の呪いが、ついに解けるのか。西洋教育史の一角で、言語の壁に苦しんできた凡才としては嬉しい限りである。AIについては否定的な未来予測が多いが、人間にはほぼ不可能であった知の全体性の獲得については、慶賀すべき部分が大いのではないかと個人的には考えている。ただし、AIがいればもう学者はいらない、という見方もできる。では、我々はどうすればよいか。本当に好きなこと、重要だと思うことについて調べればよいのではなかろうか。その中で細かい事実を積み上げ、全体性との対話をしつつ、同好の士が語り合う。その対話の中で現れた新事実は、AIによって新たな全体像へと吸収されるだろう。このような対話のプラットフォームとして、本学会は生き残る可能性があると思う。若い会員の数が非常に少なく感じたが、それも致し方なしと諦めよう。楽しく真実を追い求め、情報を発信し続ければ、魅力という光輝が発せられると思



う。魅力があれば、必ず人は集まる。フロアから、他者が面白さを感じる研究を、という意見が出ていた。面白いと思うものには人間は耳を傾けないのだから、重要な視点であると思う。若い頃、「真理のための探究という視点を持って」と厳しく指導されたことを思い出しつつ、だいぶ年をとった今、知的興奮、真理の追究、両方とも大切にしたい。

内容からは離れるが、シンポジストの声が、女性の方が聞き取りやすく、男性の方が聞き取りづかったという印象を持った。また、フロアの男性会員（大先輩方）の方が、声が大きかった。



第63回大会（2019年9月28～29日）のご案内

教育史学会第63回大会は、2019年9月28日（土）、29日（日）の2日間にわたって静岡大学（静岡キャンパス）で開催いたします。静岡大学では過去にも第25回大会（1981年）、第33回大会（1989年）が開催されており、今回で3回目となります。

遠方からお越しになる会員の皆様には高速道路・新幹線等による陸路に加えて、富士山静岡空港発着の空路もご利用いただけます。静岡市は年間を通じて温暖な気候にあり、今川家や徳川家の城下町として発展してきた歴史から、名所・旧跡にも恵まれております。また、豊かな自然環境が独自の食文化を育み、桜エビ、しらす、マグロといった新鮮な海産物に加えて、名物の静岡おでん、とろろ飯といった郷土料理、焼酎等を緑茶でわる静岡割りもご堪能いただけます。

会場となる静岡キャンパスは市街地から少し離れた静岡市駿河区大谷地区にあり、JR静岡駅から10分おきに運行しているバスに乗れば25分ほどで到着します。同キャンパスは県立日本平自然公園南西部の丘陵地内に位置し、北には富士山を、南には駿河湾をのぞむ風光明媚な立地にあります。キャンパス内の高低差は70メートル以上あると言われております。前回大会は最寄りのバス停「静大前」から50メートルほど登った教育学部棟（海拔70メートル）

で開催されたとのことでしたが、今回はいち早く教室を確保し、学内でもっとも低地にある共通教育棟にて開催できる運びとなりました。

静岡大学は浜松市にもキャンパスもあり、浜松キャンパスには工学部と情報学部とが置かれています。静岡キャンパスは41万平方メートルの敷地のなかに、教育学部、人文社会科学部、理学部、農学部の4学部とグリーン科学技術研究所があり、教育学部は1949年に静岡第一師範学校、静岡第二師範学校、静岡青年師範学校を包括して設置されました。

現在、大会開催に向けて教育学部の菅野文彦（西洋教育史）、藤井基貴（西洋教育史）と全学教職センターの松尾由希子（日本教育史）が事務局を担い、近隣大学の会員の皆様からも協力をえて準備を進めております。大会期間は秋の観光シーズンであることに加えて、静岡県内でも開催される「ラグビーワールドカップ2019」の日程と重なっており、大会初日は静岡エコパスタジアムにて「日本代表 対 アイルランド代表」戦も予定されております。なるべくお早めに宿泊施設の予約をお願いいたします。多くの皆様のご参加を心よりお待ちしております。

第63回大会準備委員会

藤井 基貴（静岡大学）

第40回国際教育史学会大会に参加して

第40回国際教育史学会大会に参加して

大森 万理子（九州大学大学院・学術研究員）

教育史学会より「教育史学会若手会員海外派遣プログラム」の助成をいただき、国際教育史学会 International Standing Conference for the History of Education（以下 ISCHE）の第40回ベルリン大会に参加させていただいた。今回は、8月28日のプレカンファレンスから9月1日の最終日までの全日程に出席することができた。報告者自身は、2年前のシカゴ大会に続く、二度目の参加であった。今大会では、日本人の発表が8パネル、16報告なされ、シカゴ大会に参加したときに比べ、格段に国際化が進展していることを肌で感じた。また、日本の学会では、これまでお会いする機会のなかった研究者の方々と交流が持てたことも、自身の成長に繋がると感じている。

今大会では、“Nature and Education”というテーマが掲げられ、「教育史における自然、社会、教育の相互作用」が今大会の主題であった。発表の申し出にあたって以下のサブテーマが与えられた。1）近代的教育実践や言説を進めた反-自然（Anti-nature）と反自然主義（antinaturalism）、2）教育的コンテクストと実践における人間の自然（nature(s)）、3）自然と文明；自然とテクノロジー；自然とエコロジー、4）教育的場としての自然と自然界、5）教育のメディアと対象としての自然、6）動物と人間、7）都市と自然な子ども 以上のサブテーマに即して、今年度は1月末までにプロポーザルを提出する必要があった。プロポーザルをもとに発表が受理されると、レビューの評価と共に、結果が通知された。

1. 研究発表の概要

報告者は、前回の発表内容と関連する、20世紀初頭アメリカの知能テストをテーマに、“Nature and Possibilities of Education of the Feeble-minded Children: Discourse of Lewis Terman in the 1910s（精神薄弱児の自然と教育可能性—1910年代におけるルイス・ターマンの言説を通して）”というタイトルで個人発表を行った。「教育思想としての自然（Nature as an Educational Idea）」という

パネルで他に2つの報告があった。報告の概要は以下のとおりである。

導入

- 1 知能の遺伝性
 - 1.1 自然か環境か
 - 1.2 IQの一貫性
- 2 ボーダーライン事例の分類
 - 2.1 教育可能性の予測
 - 2.2 「精神薄弱」の影響の最小化
 - 2.3 最大限の活用

結論

20世紀初頭のアメリカでは、教育測定分野が急速に拡大し、ターマンら心理学者によって知能測定が全米に普及した時期であった。ターマンは、ビネーが考案した知能テストを改訂し、スタンフォード改訂版のテストを発表した。ビネーは、当初、「知的に遅れのある」子どもを見出すためにテストを開発したのであるが、ターマンはすべての子どもたちを測定するためにテストの標準化を行った。知能テスト運動は、学校運営の効率化のために、子どもたちの知的能力に応じて分類するため、教育心理学者によって進められた。近年の教育史研究では、知能テストは「教育の科学化」の一つとされ、多くの心理学者は遺伝性質をもち、固定的なものとして知能を捉えていたことなどが指摘されている。

ルイス・ターマンもまた、遺伝論を支持する心理学者として評価されてきた。

前回のシカゴ大会の発表では、ターマンの知能テストにおける「誤謬」について論じ、移民の子どもたちの知能テストの結果が改ざんされ、「精神薄弱」が移民の遺伝的性質として発見されたことなどを述べた（その際の発表内容を論文としてまとめたものは、ISCHE38の特集号である *Paedagogica Historica* 第54巻1-2号に掲載されている）。しかし、ターマン自身は、その結果をもとに「知的に遅れのある」子どもたちのための特殊学級（special class）の増設を提案していた。教育可能性を否定しながら、特殊学級における教育訓練を提案したのである。

今回の発表は、「自然（nature）」概念の用いられ方を通して、ターマンが教育訓練の可能性の「ボーダーライン」の基準をどう設定したのか、について

再検討を行った。そして、将来的な知能を予測することで、早期の職業訓練を構想したこと、そして、それによって「有用な労働者」となりうるかどうか、教育可能性の「ボーダーライン」の基準とされたことを明らかとした。遺伝論者として固定的知能観をもっていたとされる心理学者ターマンによる教育訓練構想の論理を詳らかにしたという点で、研究史に貢献できるものと考えている。

以上の内容について、スライドを用いて口頭発表を行った後、他の発表と併せて全体討論が行われた。

2. 現地での研究交流

(1) プレカンファレンス “Funding Mass Education” への参加

大会前日の10月28日には、プレカンファレンス・ワークショップが開催された。3つのワークショップのうち、“Funding Mass Education: Models, Debates and Policies in an International Perspective (1800-2000)”に参加した。ワークショップ主催者の Johannes Westberg (University of Örebro) から趣旨説明があり、午前中は“Funding and Politics”、午後は“Funding and Policies”をテーマにパネルが組まれた。9:00～16:15まで、9つのプレゼンテーションが行われた。当日のワークショップを起点にワーキンググループとして活動することとなり、今後の活動計画などについて、最後に議論が行われた。

(2) ラウンドテーブル “Tertulia” での発表

ベルリン到着後、ロヨラ大学（シカゴ）の Noah Sobe 教授から連絡があり、大会中のラウンドテーブル “Tertulia”（スペイン語で「サロン」の意味）に欠席者の代理で発表者として参加することとなった。今回の個人発表のトピックと関連する内容であり、また、Sobe 教授とは、二年前の ISCHE シカゴ大会の際に面識があったため、依頼されたようであった。“Tertulia”では、Richard Aldrich の論文 “Nature, nurture and neuroscience: some future directions for

historians of education”を基に、教育史の展望についての議論を一時間程度行うというものであったⁱ。Aldrich の論文では、近年のニューロサイエンスの研究成果を踏まえた上で、次のことが結論として述べられている。1) 自然 (nature) と環境 (nurture) は対立するものとしてではなく、複雑に絡み合うものとして議論されるようになったこと。2) 教育学者（と歴史家）は、ニューロサイエンスの成果を生かすべきであること。3) 教育史家は、自然 (nature) と環境 (nurture) の議論や人間の知能についての課題との関連を含めて、現代のニューロサイエンス研究の教育的重要性を理解すべきこと。ラウンドテーブルでは、3点目についての議論が深められた。「より長く、健康に、より知的な生活」を可能にするような「人間以上」のものの創造に関与することは、教育史の分野において可能なかという疑問と、危険性を孕む可能性もあることを、日本の事例を紹介しつつ、指摘させていただいた。

大会中は、上記に加えて、基調講演が4回と、若手研究者を対象とした懇親会や教育史関連の国際学術雑誌への出版についての説明会が開かれるなど、大変盛んな研究交流が行われた。大会への参加を通して得られた助言と知見を今後の研究活動に生かしていきたい。

なお、当日のプログラムとアブストラクトは、ISCHE40のウェブサイトで見ることが出来る。

プログラム：

<https://www.erziehungswissenschaften.hu-berlin.de/de/historische/program-ische-40/>

アブストラクト：

https://www.erziehungswissenschaften.hu-berlin.de/de/historische/book-of-abstracts_final.pdf/

ISCHE40 特設ウェブサイト：<http://conferences.ische.org/ocs-2.3.6/index.php/2018/>

i Richard Aldrich “Nature, nurture and neuroscience: some future directions for historians of education” *Paedagogica Historica*, Vol. 50, No.6, 852-860, 2014.

* 図書

- ・久保富三夫『教員自主研修法制の展開と改革への展望—行政解釈・学説・判例・運動の対立・交錯の歴史からの考察』風間書房 2017/11/30
- ・林雄亮編著『青少年の性行動はどう変わってきたか—全国調査にみる40年間』ミネルヴァ書房 2018/3/30
- ・四方利明『学校の建築と教育—学校化・教育改革・境界人』阿吽社 2018/3/31
- ・滋賀県教育史研究会編『近代滋賀の教育人物史』サンライズ出版 2018/6/1
- ・森川潤『青木周蔵—渡独前の修学歴』丸善出版 2018/6/25
- ・諸点淑『植民地近代という経験—植民地朝鮮と日本近代仏教』法藏館 2018/6/30
- ・近藤孝弘『政治教育の模索—オーストリアの経験から』名古屋大学出版会 2018/7/10
- ・菱刈晃夫『メラニヒトンの人間学と教育思想—研究と翻訳』成文堂 2018/7/30
- ・相馬伸一『コメニウスの旅—〈生ける印刷術〉の四世紀』九州大学出版会 2018/8/31
- ・長谷川亮一『教育勅語の戦後』白澤社 2018/9/25
- ・上田誠二『「混血児」の戦後史』青弓社 2018/9/26
- ・佐藤広美『植民地支配と教育学』皓星社 2018/10/1
- ・山口輝臣編『戦後史のなかの「国家神道」』山川出版社 2018/10/10
- ・清水寛『太平洋戦争下の全国の障害児学校—被害と翼賛』新日本出版社 2018/10/15
- ・神辺靖光・米田俊彦編『明治前期中学校形成史府県別編IV 北陸東海』梓出版社 2018/10/20
- ・藤井康子『わが町にも学校を—植民地台湾の学校誘致運動と地域社会』九州大学出版会 2018/10/20

* 紀要・ニューズレターなど

- ・『名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育史研究室 教育史研究室年報』第23号 名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育史研究室 2018/3
- ・前田一男（研究代表者）『1930年代「教員赤化事件（「二・四事件」）」の研究—「裁判記録」を通して』（平成27~29年度 科学研究費補助金・基盤研究（C）研究成果報告書） 2018/3/20
- ・『日本仏教教育学研究』第26号 日本仏教教育学会 2018/3/31
- ・『大学教育学会誌』第40巻第1号（通巻第77号） 大学教育学会 2018/5/30
- ・和崎光太郎『「学校の文化資源」研究序説—学校史料論の総括と展望』『洛北史学』第20号別刷 洛北史学会 2018/6
- ・『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要 人間と社会の探究』第85号 慶應義塾大学大学院社会学研究科 2018/6/30
- ・『研究論叢』第24号 神戸大学教育学会 2018/6/30
- ・『教育史フォーラム』第13号 教育史フォーラム・京都 2018/6/30
- ・『研究室紀要』第44号 東京大学大学院教育学研究科基礎教育学研究室 2018/7/31



事務局からのお知らせ

1. 「大会における研究発表およびコロキウム企画に関するガイドライン」の作成について

大会における個人発表や共同研究での発表件数、発表時間、コロキウムの企画、発表資格等について、ガイドラインを作成しました。これは従来慣例として行ってきたものを明文化したものです。このうち、発表資格については、5月末までに当該年度の会費を納入している者となっていますが、会費未納のまま発表を申し込まれる会員も少なくないのが現状です。研究発表、コロキウム企画の申し込みにあたっては、本誌ならびに学会ホームページに掲載のガイドラインをご参照くださいますよう、お願いいたします。

2. 『日本の教育史学』掲載論文の審査方法の変更について

『日本の教育史学』掲載論文の審査方法を第62集より変更します。従来は投稿論文の修正を認めていましてでしたが、第62集からは2段階に分けて審査を行い、第2段階審査の対象とした論文の投稿者には修正依頼を送付し、修正された論文について掲載の可否を決定することになりました。詳しくは本誌掲載の「投稿要領」「論文審査手続」の新旧対照表をご覧ください。

3. 会費納入のお願い

2018年9月より第62回大会年度がスタートしています。2018年11月5日時点で今年度および過年度会費をお支払いいただけていない会員には、払込用紙を同封させていただきます。会費のすみやかな納入にご協力ください。

年会費の納入は「ゆうちょ銀行」口座からの自動引き落としが便利です。また、事務の効率化のためにも自動引き落としにご協力をお願いします。自動引き落としをご希望の方は、必要書類をお送りいたしますので、事務局までお申し越してください。自動引き落としの場合も領収書を発行しています。ご入用の場合は事務局にご連絡ください。

なお、会則の改正が総会で承認され、次年度（第63回大会年度）より会費が7,000円（留学生は4,000円）となりますので、ご承知おきください。

4. 会員登録について

住所や所属が変更になった場合は、事務局に変更届をご提出ください。とくに、登録住所を勤務先にされている場合は、所属変更によって送付物をお届けすることができなくなりますので、所属変更後、すみやかに変更届をご提出ください。変更届はホームページからダウンロードできます。メールでも受け付けておりますので、よろしくお願いたします。

2018年11月
学会事務局 湯川 嘉津美

教育史学会 会報 No. 124 2018年11月25日

編集・発行 教育史学会事務局 湯川嘉津美
〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1
上智大学総合人間科学部
湯川嘉津美研究室気付
電話 03 (3238) 3586
電子メール mail@kyouikushigakkai.jp
郵便振替口座 00140-0-552760 教育史学会事務局

印刷 城島印刷株式会社